

**議案への個人情報の掲載について**

(令和4年定例会から見直し)

令和3年12月2日 議会運営委員会決定

(考え方)

**【改正案】**

1 「損害賠償の額の決定」及び「和解、調停の合意」については、県側に一定の過失が認められるにも関わらず、予期せず相手方となった個人の氏名、住所を議案に掲載することで相手方のプライバシーを不当に侵害するおそれがあることを考慮し、個人情報を掲載しない議案を可とする。なお、相手方の個人情報(住所・氏名)の掲載がなくても、損害賠償の義務の発生原因となる事実及び損害賠償の額が掲載されることにより審議可能と考えられる。

**【従前の整理】**

2 私債権の放棄については、従前どおり、個人情報を掲載しない議案を可とする。

3 相手方への配慮を要する議案について、当局から申出がある場合には、案件毎に個人情報掲載の是非を判断する。

	損害賠償				和解、調停の合意				訴えの提起			債権の放棄		契約の締結	財産の取得、処分	人事同意議案	備考
	自動車事故による損害賠償	道路管理瑕疵	医療事故	いじめ・体罰 その他 ※1	自動車事故による損害賠償	道路管理瑕疵	医療事故	いじめ・体罰 その他 ※1	県営住宅家賃滞納者	支払督促	その他の訴えの提起	私債権の放棄	公債権の放棄				
専決処分	○	○	/	/	○	○	/	/	×	×	/	/	/	/	/	/	
議決を要する議案	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○※2	×	×	×	×	

○ 改正案

○ 個人情報掲載省略可

×

○ 相手方への配慮を可する議案は、相手方が個人の場合に限る。相手方が法人その他の団体、事業を営む個人の場合は、原則として住所、法人名、代表者名を掲載する。

○ 相手方への配慮をする議案への掲載は以下のとおりとする。

現行	変更後
(住所)○○市○○町○—○ (氏名)○○ ○○	(住所)○○市 (氏名)個人(複数の場合は、「個人(○名)」)

**【参考】**

※1 その他の近年事例(損害賠償 及び 和解調停の合意)

- (1) 県立高校敷地内に設置された投球練習場の屋根の支柱が、台風の強風により倒壊し、隣接する住宅敷地内のフェンスを倒壊した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした事例
- (2) 職員が漁船検認を行っていた際、漁船の甲板を損傷させた事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした事例
- (3) 説明会参加者が、誘導係の誘導を見て、自転車置き場に自動車を駐車させようとしたところ、自転車置き場に接触し、後部バンパーが破損した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした事例

**【参考】**

※2 私債権の放棄については、以下の条例・規則により、個人情報の掲載を必要としていない。

○三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例  
第十五条 知事は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

○三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規則  
第十五条 条例第十五条の規定による議会への報告は、当該放棄に係る私債権の種類及び額並びに放棄の事由その他知事が必要と認める事項について行うものとする。

**【参考】**

議案に個人情報(住所・氏名)を掲載しない配慮を規定している県(10県)

※上記10県以外にも、相手方のプライバシーへの配慮から、事案(性的事案、医療事故など)に応じて、随時、個人情報を掲載しない取り扱いをしている県あり。